

資料 1

社会福祉法人賛育会  
太平地区一期工事

入札説明書

社会福祉法人賛育会  
2022年6月

—目次—

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要	1
1	事業名	1
2	病院の概要	1
資料3	「基本構想書」の「1. 賛育会病院の理念基本方針」参照	1
3	計画地の概要	1
資料3	「基本構想書」の「2. 敷地条件 既存建物状況」参照	1
4	整備予定の機能及び規模	1
5	事業方式	2
6	業務内容	2
7	業務実施期間	2
8	関係法令等の遵守	2
第3	事業者の選定等に関する事項	2
1	事業者の選定方法	2
2	本事業の設計及び施工等に関する要求水準等	2
第4	入札参加要件	2
1	応募者の構成等	2
2	応募者の構成員に対する参加要件	3
3	応募者を構成する法人及び技術者等の変更	6
4	競争入札参加要件確認基準日	6
5	参加要件の喪失	6
第5	事業者選定のスケジュール等	6
1	事業者選定のスケジュール	6
2	入札説明書等の配布	7
3	入札説明書等に関する質問・意見の受付等について	7
4	入札参加要件の確認（一次審査）等	8
5	基本構想図書等の配布	9
6	現地確認会	10
7	VE提案書の提出	10
8	VE提案書についてのヒアリング	10
9	VE提案についての採否の回答	10
10	入札書等二次審査書類の提出	11
11	入札手続き	11
第6	応募に際しての留意事項	13
1	費用負担	13
2	本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置	13
3	提出書類の取扱い・著作権	13
第7	審査及び選定に関する事項	13
1	審査及び選定に関する基本的な考え方	13
2	審査委員会の設置	14
3	プレゼンテーション	14
4	落札者の決定結果の公表方法	14
第8	本事業における契約の基本的な考え方	14
1	事業契約に関する基本的な考え方	14
第9	本事業の問合せ先	14
1	本事業の事務局及び問合せ先	14

## 第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書（以下、「本書」）は、社会福祉法人賛育会（以下「発注者」という。）が実施する社会福祉法人賛育会太平地区一期工事（以下「本事業」という。）への入札に参加する事業者（以下「事業者」という。）を公募し、一般競争入札（総合評価落札方式）により設計施工者を選定するために交付するものである。なお、本書は、入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

本書に添付する資料は、本書と一体のものであり、全ての資料は事業者が提案資料を作成する上で前提条件となる。なお、「入札説明書等」とは、「社会福祉法人賛育会太平地区一期工事選定書類一覧」に記載された資料一式を示すものとする。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名

社会福祉法人賛育会太平地区一期工事

### 2 病院の概要

資料3「基本構想書」の「1. 賛育会病院の理念基本方針」参照

### 3 計画地の概要

資料3「基本構想書」の「2. 敷地条件 既存建物状況」参照

### 4 整備予定の機能及び規模

#### (1) 概要

地域医療を担う中核病院として、長期にわたり良質な医療を提供し、利便性の高い環境を整備することを目指す。なお、施設整備の基本方針については、基本構想書を参照すること。

#### (2) 病床数

資料3「基本構想書」の「3. 新病院整備の基本方針 3-2 病院施設整備方針」参照

#### (3) 診療科数

資料3「基本構想書」の「3. 新病院整備の基本方針 3-2 病院施設整備方針」参照

#### (4) 建築概要

施設名	工事種別	概要
外来棟東館	改修	病院の運用を継続しながら改修工事を行う
玄関棟	新築	増築
法人事務局棟	改修	病院の運用を継続しながら改修工事を行う
MRI棟	新築	増築
事務棟	新築	
渡り廊下	改修・増築	既存適及工事、既存建物と接続のための増築
外来棟西館	解体	当該棟以外の病院の運用を継続しながら解体工事を行う 跡地の駐車場等整備

※各工事の範囲等については資料2「要求水準書」を参照すること。解体予定の既存空中廊下および渡り廊下について、改修を行うなどして使用する提案を行う場合は、現時点で想定している解体工事を行う場合の技術資料を提示した上で、技術提案資料にてその内容や利点を記述すること。

## 5 事業方式

本事業の事業方式は、基本設計デザインビルド方式（事業者が新設等を行う施設の設計（基本設計及び実施設計をいう）、施工、工事監理等の業務を一括して行う方式）とする。

## 6 業務内容

業務内容の詳細については、資料2「要求水準書」に記載する。

- (1) 施設整備に係る調査業務（必要な行政協議を含む）
- (2) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (3) 申請等の手続きに関する業務
- (4) 施工業務
- (5) 工事監理業務

## 7 業務実施期間

事業契約締結の日から2025年3月31日までに業務を完了すること

## 8 関係法令等の遵守

事業者は、入札説明書等での記載の有無に関わらず、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則その他）を遵守すること。

## 第3 事業者の選定等に関する事項

### 1 事業者の選定方法

事業者の選定は、一般競争入札（総合評価落札方式）によるものとする。本事業の入札手続は次のとおりとする。

- (1) 参加要件の確認（一次審査）  
第4.1に規定する応募者が、第4.2に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。参加要件を満たすと認められた全ての応募者は、二次審査に参加できるものとする。
- (2) 技術提案等の審査および入札の実施（二次審査）  
応募者から提出された技術提案等の審査および入札価格により、資料5「落札者決定基準」にもとづき総合的に評価した上で、発注者にて設置する審査委員会での協議を経て落札者を決定する。なお、審査は書面によるほか、プレゼンテーションを実施する予定である。

### 2 本事業の設計及び施工等に関する要求水準等

本事業を実施する上で、事業者が実施すべき業務及び内容は、資料2「要求水準書」として提示する。

## 第4 入札参加要件

### 1 応募者の構成等

- (1) 応募者の構成は、以下に示す4つの形態のいずれかとする。

- ① 単独企業
  - ② 建設企業の特定建設工事共同企業体（特定JV）
  - ③ 建設企業と設計企業のグループ、もしくは特定建設工事共同企業体（特定JV）
  - ④ 建設企業の特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループ
- (2) 応募者が、単独企業の場合（①）は、当該企業が参加手続きを実施すること。
- (3) 応募者が、特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）の場合（②）は、以下の点に留意すること。
- a 特定JVは、本事業の施工を目的として結成され、本事業の完了により解散する2ないし3社で構成される共同企業体であること。
  - b 特定JVの代表者（以下「JV代表者」という。）の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表者以外の構成員（以下「JV構成員」という。）の出資比率は2者の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。
  - c JV代表者及びJV構成員の変更は原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合はこの限りでない。
  - d JV代表者が参加手続を代表して実施すること。
- (4) 応募者が、建設企業と設計企業のグループ、もしくは特定建設工事共同企業体（特定JV）の場合（③）は、以下の点に留意すること。
- a 建設企業と設計企業のグループは、発注者の契約の相手方となる建設企業（以下、「代表企業」という。）と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計企業（以下、「協力企業」という。）から構成されること。但し、契約上、協力企業を正式な特定JV構成員として契約者の一員になれるものとする。なお、代表企業は建設工事を担当するものとし、協力企業は設計業務を担当するものとする。
  - b 建設企業と設計企業の特定建設工事共同企業体を結成する場合は、代表企業が建設工事を担当する者とし、構成員は設計業務を担当するものとする。ただし、代表企業は、設計業務の一部を担当することが出来るものとする。
  - c 協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。
  - d 代表企業が参加手続を代表して実施すること。
- (5) 応募者が、特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループ（④）の場合は、以下の点に留意すること。
- a 発注者の契約の相手方となる特定JVと、そのJV代表者から直接業務を受託又は請け負う設計企業（以下「JV協力企業」という。）から構成されること。
  - b 特定JVの組成については、(3) a、bに従うこと。
  - c JV代表者、JV構成員及びJV協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。
  - d JV代表者がグループを代表して参加手続を代表して行うこと。
- (6) 一方の応募者又は応募者の一員として本件事業に応募した者は、他の応募者又は他の応募者の一員になることはできない。

## 2 応募者の構成員に対する参加要件

応募者の構成員に対する参加要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募者に関する要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第に規定する資格制限に該当しない者であること。

- イ 東京都建築工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、東京都「入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- オ 東京都暴力団排除要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

(ア)資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ)人的関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合

- a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が続行中の会社又は更生会社である場合を除く。
- b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ)その他の関係

その他(ア)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- キ 次に掲げる本事業に係る発注者のアドバイザーである法人又は当該法人との間にカ(ア)若しくはカ(イ)を有する者でないこと。

(ア)商号株式会社プラス PM

所在地 大阪府大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル

(2) 本事業の設計業務を行う者

設計業務を実施する者が複数いる場合は、全ての者がアを満たし、いずれかの者がイ〜クまでの条件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 競争入札参加要件確認基準日において、2007年以降に設計が完了した病床120床以上または、延べ床面積1000㎡以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の設計業務を主契約者（共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出资日期を有するものをいう。以下同じ。）として受注した実績を1件以上有していること。
- ウ 管理技術者（本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）として、イの実績に関し、管理技術者の立場で従事した実績を有し、一級建築士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- エ 建築意匠担当主任技術者として、2007年以降に設計が完了した病床120床以上または、延べ床面積1000㎡以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、一級建築士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的

- かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置することができること。
- オ 建築構造担当主任技術者として、2007年以降に設計が完了した病床120床以上の病院または、延べ床面積が1000㎡以上病院または福祉施設あるいは事務所の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、構造設計一級建築士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- カ 電気設備担当主任技術者として、2007年以降に設計が完了した病床120床以上の病院または、延べ床面積が1000㎡以上病院または福祉施設（高齢者住宅等を含む）あるいは事務所の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士または電気工事施工管理技士（同補含む）の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- キ 機械設備担当主任技術者として、2007年以降に設計が完了した病床120床以上の病院または、延べ床面積が1000㎡以上病院または福祉施設（高齢者住宅等を含む）あるいは事務所の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士または管工事施工管理技士（同補含む）の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- ク 管理技術者及び各担当主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）は、それぞれ1名とするが、兼務を可能とする。

### (3) 本事業の工事業務を実施する者

工事業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者はアからカまでの全ての要件を満たし、その他の者はアの要件を満たすこと。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第27条の2第3項の規定による経営事項審査（その審査基準日が競争入札参加要件確認基準日から起算して過去2年以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1400点以上の者であること。
- ウ 競争入札参加要件確認基準日において、2007年以降に完了した病床120床以上の規模の病院または1000㎡以上の病院または福祉施設あるいは、事務所、共同住宅における新築、増築又は改修に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の業務を主契約者として受注した実績を有していること。
- エ 現場代理人（工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）として、2007年以降に完了した病床120床以上の規模の病院または1000㎡以上の病院または福祉施設あるいは、事務所、共同住宅における新築、増築又は改修に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の業務に従事した実績（全工程の2分の1以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場に従事した実績）または、工期が1か

月以上（実働日数に限る）に及ぶ居ながら改修工事の業務に従事した実績（全工程の2分の1以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績）を有する者を配置できること。ただし、監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）が現場代理人を兼務することは、可能とする。

- オ 監理技術者として、一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、及び監理技術者講習修了証を取得した者で、2007年以降に完了した病床120床以上の規模の病院または1000㎡以上の病院または福祉施設あるいは、事務所、共同住宅における新築、増築又は改修に係る工事（増築の場合は、増築部分が120床以上または、延べ床面積が1000㎡以上のものに限る。）の実績（全工程の2分の1以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績）及び工期が1か月以上（実働日数に限る）におよぶ居ながら改修工事の業務に従事した実績（全工程の2分の1以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績）を有する者を配置することができること。
- カ 上記現場代理人と監理技術者が有すべき実績要件は、現場代理人もしくは監理技術者のいずれかがその実績を有すればよいものとする。
- キ 現場代理人と監理技術者は、兼務を可能とする。

#### （4） 工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、全ての者がア及びイの要件を満たすこと。

- ア 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 指名競争入札参加要件確認基準日において、2007年以降に完成した120床以上の病院の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有していること。
- ウ 工事監理者と管理技術者及び建築意匠担当主任技術者は、兼務を可能とする。

### 3 応募者を構成する法人及び技術者等の変更

一般競争入札参加要件確認申請書を提出してから契約締結に至るまでの間、共同事業体を構成する法人の変更は認めない。また、前項（2）ウ～キの変更は認めない。前項（3）エ、オについては要件を満たす候補者を2～3名程度提示することができる。その場合には工事着工の概ね3ヶ月前迄に選任通知を提出した上で、発注者が認めた場合は、その者を該事業の担当者とすることができる。いずれも特別の事情があり、やむを得ないと発注者が認めた場合は、この限りでない。

### 4 競争入札参加要件確認基準日

競争入札参加要件確認基準日は、2022年6月23日（木）とする。

### 5 参加要件の喪失

応募者を構成する法人が、第4.2に示す参加要件について、競争入札参加要件確認基準日から発注者が落札者を決定した日までの間において、当該要件を満たさなくなった場合、原則として、当該応募者の競争入札参加要件を取り消す。

なお、落札者の決定後、事業契約締結までの間において、当該落札者が第4.2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該事業契約を締結しないことがある。

## 第5 事業者選定のスケジュール等

### 1 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール	事業者選定プロセス
2022年6月23日(木)	入札公告掲載(院内掲示板、法人HP)
2022年6月23日(木)～ 2022年7月1日(金)	守秘義務の遵守に関する誓約書(様式1)提出後、入札説明書等配布、基本構想図書の配布
2022年6月23日(木)	入札説明書等に関する質問等【第1回】受付開始
2022年6月29日(水)	入札説明書等に関する質問等【第1回】の受付期限
2022年7月4日(月)	入札説明書等に関する質問(参加要件に関する事項)等【第1回】への回答送付
2022年7月8日(金)	参加表明書、参加要件確認書類(一次審査書類)の提出期限
2022年7月19日(火)	参加要件確認(一次審査)結果の通知、現地確認会詳細通知 現地確認会参加希望申請書及び、入札説明書等に関する質問 (技術提案書に関する事項)等【第2回】及びVE提案書受付開始
2022年7月20日(水)	現地確認会参加希望申請書提出期限
2022年7月23日(土)、24日(日)	現地確認会
2022年7月29日(金)	入札説明書等に関する質問(技術提案書等に関する事項)等【第2回】及びVE提案書受付期限
2022年8月1日(月)～ 8月5日(金)	VE案に対するヒアリング
2022年8月8日(月)	入札説明書等に関する質問(技術提案書等二次審査書類に関する事項)等【第2回】への回答送付
2022年8月23日(火)	VE採否回答、技術提案書等二次審査書類受付開始
2022年9月6日(火)	技術提案書等二次審査書類提出期限
2022年9月12日(月)	見積内訳明細書(入札)、プレゼンテーション参加者名簿提出期限
2022年9月20日(火)、21日(水)	プレゼンテーション、優先交渉権者の特定
2022年9月22日(木)	二次審査結果の通知、契約締結協議開始
2022年10月7日(金)	契約締結(予定)

## 2 入札説明書等の配布

様式1「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を受け、入札説明書等を電子メールにて配布する。

入札参加を検討する者は、様式1を第9.1に掲げる事務局及びCM会社へ電子メールにて「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、電話での受信確認を行うこと。

追って、様式1を紙媒体にて第9.1に掲げる事務局に郵送すること。(提出期限後着可)  
なお、入札説明書等の受信確認を事務局及びCM会社に電子メールにて返信すること。

## 3 入札説明書等に関する質問・意見の受付等について

### (1) 入札説明書等に関する質問・意見の受付

#### ア 質問等の方法

質問・意見の内容を分かりやすく簡潔にまとめ、様式2「質問書」に従い記入し提出すること。なお、応募者が共同企業体の場合は、代表企業より提出を行うこと。

イ 受付期間

受付期間	
入札説明書等に関する質問等【第1回】	2022年6月23日（木）～2022年6月29日（水）12:00迄
入札説明書等に関する質問（技術提案書に関する事項）等【第2回】	2022年7月19日（火）～2022年7月29日（金）12:00迄

ウ 提出方法

様式2に質問事項を記載のうえ、電子メールで下記宛に提出すること。なお、メールの受信確認を事務局及びCM会社に電話にて行うこと。提出媒体は電子媒体としMicrosoft Excelデータにて提出すること。

エ 提出先

第9.1に掲げる事務局およびCM会社

オ 入札説明書等に関する質問等についての公開、非公開

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、メールにて返送することを原則とする。

質問・意見の内容について、提案内容やノウハウの独自性確保の観点から公開を望まない場合は、その質問・意見に対して様式2において「非公開」と記述すること。

ただし、「非公開」と記述されている項目に対しても、公平性の観点から公開を行う事が妥当であると発注者が判断した場合は公開する。

カ 入札説明書等に関する質問等に対する回答

入札説明書等に関する質問等に対する回答は下記各日に応募者代表者の担当者宛に電子メールにて送付する。なお、メールの受信確認を事務局及びCM会社に電子メールにて返信すること。

回答時期	
入札説明書等に関する質問等【第1回】	2022年7月4日（月）
入札説明書等に関する質問（技術提案書に関する事項）等【第2回】	2022年8月8日（月）

#### 4 入札参加要件の確認（一次審査）等

(1) 参加表明書及び、参加要件確認書類（一次審査書類）の受付等

本事業の入札に参加する者は、以下の手順により、参加要件確認書類を発注者に提出し、確認を受けること。

ア 提出書類

様式3から様式6-7

イ 受付期間

2022年6月23日（木）から2022年7月8日（金）までの17時迄

ウ 提出方法

提出書類全てを.pdfデータにまとめ、受付期間内に電子メールで下記宛に提出し、電話

での受信確認を事務局及びCM会社に行うこと。  
提出書類は追って郵送（期限後可）にて提出する。  
紙媒体 各2部

エ 提出先

電子メール：第9. 1に掲げる事務局及びCM会社  
郵送：第9. 1に掲げる事務局とする。

- (2) 参加要件確認書類の構成等  
参加要件確認書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、資料6 提出書類作成要領を参照のこと。
- (3) 参加要件の確認方法  
参加要件の確認は、応募者が第4. 2に規定する参加要件を満たしているか否かを確認する。
- (4) 参加要件確認結果の通知  
参加要件確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、2022年7月19日（火）に、電子メールにて書面を送付し通知する。  
なお、メールの受信確認を事務局及びCM会社に電子メールにて返信すること。  
また、本入札に参加する要件がないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。
- (5) 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明  
入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、原則説明を求めることはできない。
- (6) 発注者が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することを禁止する。

## 5 基本構想図書・要求水準書等の配布

当該工事に係る基本構想図書・要求水準書等（図面を含む。）は（メール記載事項）を記載したメールを第9. 1に掲げる事務局及びCM会社宛に送付した参加者に配布する。なお、メール送付の際に、資料10「様式集」（様式1）「守秘義務の遵守に関する誓約書」を記入の上添付のこと。CM会社より大容量メールにて基本構想図書を送付する。なお、受付期間は2022年6月23日（木）から2022年7月1日（金）までとする。大容量メールの使用ができない場合には、事前以その旨をCM会社に連絡すること。

（メール記載事項）

メールタイトル：「社会福祉法人賛育会太平地区一期工事」

- 1. 会社名
- 2. 担当者職
- 3. 担当者氏名
- 4. 担当者メールアドレス
- 5. 電話番号
- 6. FAX番号

※やむを得ない事由によりメール等により入手できない場合に限り、書留郵便によりCD-Rを無料で交付する。各企業の担当者はその旨をメールに記載の上、送付を依頼すること。

## 6 現地確認会

入札参加者を対象に現地確認会を実施する。

なお、現地確認会の出席の有無は審査における評価対象とはしない。

- ① 実施日程：2022年7月23日(土)、24日(日)  
※詳細な日時、場所については、7月19日(火)を目処に、発注者から参加要件確認結果により参加要件を満たした入札参加者へ「現地確認会 案内」と共に通知する。
- ② 参加人数：10名まで
- ③ 申し込み：2022年7月20日(水)の17時までに、現地確認会参加申請書(様式9)をPDFにて「第9.1本事業の事務局及びCM会社」に電子メールで送付すること。
- ④ 注意事項：現地確認会当日は、質疑はできない。

## 7 VE提案書の提出

参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者は、VE提案書の提出を行うことができる。

本件提案は、基本設計開始前の段階における各参加者の設計提案の内容について、発注者の要求水準に合致しているかどうかの確認をするためのものである。

受付期間：2022年7月19日(火)～2022年7月29日(金)

(土・日を除く午前9時から午後5時まで) 提出場所：「第9.1本事業の事務局及び問合せ先」

- ① 提出方法：様式7-1「VE提案提出書」(様式7-2)「VE提案書」に必要事項及び質問内容を記入の上、.xlsxデータ及び.pdfデータを受付期限内に電子メールにて第9.1本事業の事務局及びCM会社に提出する。  
なお、メールの受信確認を事務局及びCM会社に電話にて行うこと。

### ② 留意事項

- (1) VE提案は、要求水準書に示す機能を満たすとともに、変更により危惧される機能や品質の低下を補完する対策を講じるものとする。
- (2) VE提案の内容を説明するために、必要に応じ説明資料(A3横)を添付することができる。
- (3) 説明資料(A3横)については、各提案について原案とVE案が1枚以内でわかる表現とすること。

## 8 VE提案書についてのヒアリング

発注者がVE提案書の採否を検討するに当たり、入札参加者からのVE提案について、内容を確認するため、ヒアリングの実施期間を設ける。

- (1) 実施日時：2022年8月1日(月)～8月5日(金)
- (2) ヒアリング方法：この間に、電話、オンライン会議、メール等によりヒアリングを行う。

## 9 VE提案についての採否の回答

発注者は入札参加者から提出されたVE提案について、採否を行い、その結果を各入札参加者へ回答する。入札参加者は、採用されたVE提案を取り入れ技術提案書及び見積書を作成する。

- (1) VE採否通知日程：2022年8月23日(火)

- (2) 回答方法：V E提案書提出者に限り、電子メールにて個別に回答する。
- (3) 留意事項：採否回答については、各入札参加者に回答する。(他社のV E提案については公開しない。)

## 1 0 入札書等二次審査書類の提出

### (1) 書類の提出

本事業の入札に参加する者は、次により技術提案書及びその他関連書類（以下「技術提案書等」という）を発注者に提出する

- ア 提出書類  
様式13～様式18
- イ 受付期間  
技術提案書等：2022年8月23日（火）～9月6日（火）17：00必着
- ウ 提出方法  
書類は、提出期限までに電子メールにより提出するものとし、原則、持参による提出は認めない。なお、メールの受信確認を事務局及びCM会社に電話にて行うこと。  
追って、紙媒体による書類を郵送すること（提出期限後着可）  
表に「社会福祉法人賛育会太平地区一期工事提出書類在中」と朱書きすること。  
各様式集に記載事項に従い提出すること。
- エ 提出先  
電子メール：第9.1に掲げる事務局及びCM会社  
郵送：第9.1に掲げる事務局とする。
- オ 提出部数  
様式13～様式17 1部（正：朱捺印）、1部（副：コピー）  
様式18 1部（正：朱捺印）、8部（副：コピー）

## 1 1 入札手続き

### (1) 入札書等の提出

本事業の入札に参加する者は、次により様式21「入札書」、様式22「施設整備業務費内訳書」及び内訳明細書（以下「入札書等」という。）を発注者に提出する。

- ア 入札参加者の入札価格の公表は行わない。
- イ 提出書類  
様式21～様式22  
内訳明細書（様式は任意）の宛名は「社会福祉法人 賛育会 理事長 小堀洋志 様」とする。  
※内訳明細書は、様式22施設整備業務費内訳書に準じて作成し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとし、積算については、単価×数量にて積算する事を基本とする。  
※内訳明細書の構成は、様式22施設整備業務費内訳書に準じ作成するものとし、増築工事費、改修工事費の各々の総額が分かるよう作成すること。  
※但し、2022年～2024年各年度ごとの出来高に振り分けるのは、受注後に行うことを可とする。

ウ 入札対象工事

本件工事においてアスベスト除去に係わる補助金の取得を目指している。

当該補助金の取得が可能になった場合には、

資料2「要求水準書」の「第6 施設に関する要求水準 整備概要 1. A, B敷地内増築改修工事 (5) 外来棟西館【解体】の②特記事項(エ)」に記載された工事を事業者の受注工事範囲から除外する。(但し資料2「要求水準書」の「第6 施設に関する要求水準 整備概要 1. A, B敷地内増築改修工事 (5) 外来棟西館【解体】の②特記事項(オ)」に記載した業務を除く)

以上より、本件入札においては、

- ① 要求水準書等に記載する工事全てを入札対象工事とした入札書等一式
  - ② 上記①の工事の内、資料2「要求水準書」の「第6 施設に関する要求水準 整備概要 1. A, B敷地内増築改修工事 (5) 外来棟西館【解体】の②特記事項(エ)」に記載された工事を、入札対象工事から除外(但し資料2「要求水準書」の「第6 施設に関する要求水準 整備概要 1. A, B敷地内増築改修工事 (5) 外来棟西館【解体】の②特記事項(オ)」に記載した業務を除く)した場合の入札書等一式
- 以上、2種類の入札書等の提出を行うこと。

※アスベスト除去に係わる補助金の取得が可能になった場合には、あらためて一般競争入札を実施するが、事業者のこの入札への参加は可とする。

エ 提出期限

2022年9月12日(月)

オ 提出方法

入札日の12:00までに、電子メールにて「ウ①, ②」2種類の入札書等を同時に送付するものとし、原則、持参による提出は認めない。なお、メールの受信確認を事務局及びCM会社に電話にて行うこと。

紙媒体の提出書類は、追って郵送すること。(入札日以降着可)

表に「社会福祉法人賛育会太平地区一期工事 入札書等在中」と朱書きすること。

各様式集に記載事項に従い提出すること。

紙媒体 各1部、電子媒体 CD-ROM 2枚(様式21(捺印付)はPDFデータ、様式22と内訳明細書はMicrosoft Excel データ)

カ 提出先

電子メール: 第9.1に掲げる事務局及びCM会社

郵送: 第9.1に掲げる事務局とする。

キ 電子メールにて送付する入札書等と、追って郵送する入札書等は同一の内容でなければならない。

(2) 入札に当たっての留意事項

ア 入札書(入札説明書別添資料10「様式集」(様式21))の紙媒体の提出は、任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「社会福祉法人賛育会太平地区一期工事」、「応募者名」、及び朱書きで「社会福祉法人賛育会太平地区一期工事に係る入札書在中」の旨を記載すること。また、(1)ウに記載した2種類の入札対象工事ごとに明示した入札書(様式21)が入った封筒、施設整備業務費内訳書(様式22)及び、内訳明細書(様式は任意)を同梱し、厳封のうえ郵送すること。

イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

エ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

- オ 入札書等の提出書類は、「5 基本構想図書等の配布」の（メール記載事項）にて提出された担当者より発信し、送信後に第9. 1に掲げる事務局及びCM会社に電話にて受信確認を行うこと。
- カ 応募者がいないときは、入札を中止するものとする。
- キ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- ク 応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- ケ 応募者は、2つ以上の入札を行うことはできない。
- コ 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、当該規定は入札提出書類の審査の過程において、発注者が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- サ 応募者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 第6 応募に際しての留意事項

### 1 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

### 2 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置

本事業の応募に際し、落札者の決定までの間に、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該応募者の競争入札参加要件を取り消すものとする。また、落札者の決定から、契約締結までの間に不正行為の事実が発覚した場合には、当該応募者と契約を締結しないことがある。更に、契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。

### 3 提出書類の取扱い・著作権

入札書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

#### (1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、発注者は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

#### (2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

## 第7 審査及び選定に関する事項

### 1 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査の基準は、資料5「落札者決定基準」を参照すること。

## 2 審査委員会の設置

事業者選定に際しては、病院関係者より構成される「審査委員会」を設置する。

## 3 プレゼンテーション

審査委員会において、応募者による技術提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。実施する日時及び方法等については、別途、応募者の代表企業に対して通知する。

## 4 落札者の決定結果の公表方法

落札者の決定を行った場合には、発注者は、その結果について速やかに応募者の代表企業に対して通知する。

# 第8 本事業における契約の基本的な考え方

## 1 事業契約に関する基本的な考え方

### (1) 事業契約の締結

発注者は、落札した事業者との間で契約の締結を行う。資料8「事業契約書(案)」および資料9「事業契約約款(案)」を参照し、内容について疑義がある場合は、様式2「質問書」にて確認すること。

# 第9 本事業の問合せ先

## 1 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。

社会福祉法人賛育会 賛育会病院

所在地 : 〒130-0012 墨田区太平 3-20-2

担当部署 : 経営改革室

担当者 : 室長 遠矢 充宏

TEL : 070-8806-6654 (プロジェクト準備室)

03-3622-9191 (代表)

メールアドレス : [toya@san-ikukai.or.jp](mailto:toya@san-ikukai.or.jp)

事務局の選定手続きを支援するCM会社は、以下の通りである。

株式会社プラスPM

担当部署 : CM部

担当者 : 鈴木(担当窓口)、馬渡、中田、日野

【～2022年8月19日】

所在地 : 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-7-11 KCAビル 2階

TEL : 提出書類受信確認 : 03-3526-4181 (中田)

その他の問い合わせ : 080-4898-7356 (鈴木)

080-9455-3947 (馬渡)

03-3526-4181 (馬渡、鈴木、中田、日野)

【2022年8月22日～】

所在地 : 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-6 ニューカワイビル 3階

TEL : 提出書類受信確認 : 03-6665-0053 (中田)

その他の問い合わせ : 080-4898-7356 (鈴木)

080-9455-3947 (馬渡)

03-6665-0053 (馬渡、鈴木、中田、日野)

電子メールアドレス : [pluspm-sanikukai@plusweb.co.jp](mailto:pluspm-sanikukai@plusweb.co.jp)

以上